2、土地利用ゾーニング図

※宅地化ゾーン、工業地ゾーン、商業地ゾーンの指定により農地法、都市計画法の適用が解除されるものではありません。

◆凡例

- 優良農地保全ゾーン
- もてなしと暮らし形の沿道
- 宅地化ゾーン
- 商業地ゾーン
- 商業業務サービス型の沿道
- 工業地ゾーン
- 環境保全型の沿道
- 森林・段丘林など
- 農振農用地、第１種農地
- 都市計画用途地域

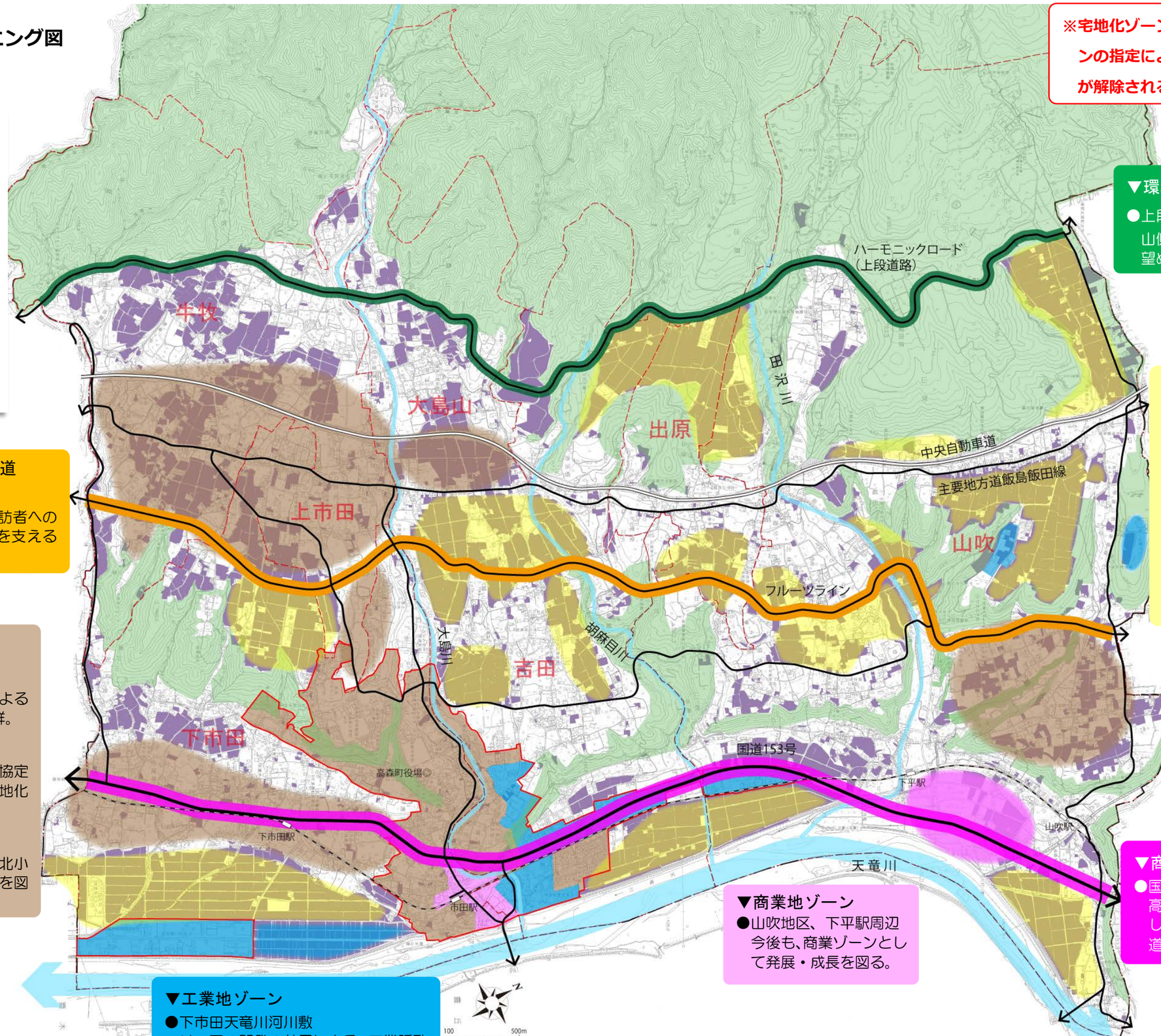

▼環境保全型の沿道

●上段道路沿線

山側森林や眼下の街並み、山並みを望める環境の維持・保全に努める。

▼優良農地保全ゾーン

●下市田地区：
角田原／天竜川河川敷

●吉田地区：
県道から広域農道
／町道中央線西（城岸）
／天竜川河川敷

●出原地区：
県道から広域農道／千早原

●山吹地区：
田沢川南の県道から広域農道
／竜口／新田原／増野

▼もてなしと暮らし形の沿道

●広域農道沿線

周辺農地と調和しながら、来訪者へのおもてなしと住民の暮らしを支える沿道形成を図る。

▼宅地化ゾーン

●上市田・牛牧地区

リニア開発・スマートＩＣによる需要が想定される宅地予備群。

●下市田地区

将来的には用途地域の指定・協定を視野に入れた宅地化・市街地化を図る。

●山吹地区

下平駅周辺の活性化と共に、北小学校周辺の宅地化・市街地化を図る。

▼商業業務サービス型の沿道

●国道 153 号線沿線

高森町を代表する幹線道路に相応しい、商業・業務サービス型の沿道形成を図る。

▼商業地ゾーン

●山吹地区、下平駅周辺

今後も、商業ゾーンとして発展・成長を図る。

▼工業地ゾーン

●下市田天竜川河川敷

リニアの開発の効果による、工業誘致の成果を期待し、産業の確保を図る。